

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が減価償却および償却の許容される方法の明確化を提案

目次

- はじめに
- 提案内容
- 発効日およびコメント期間

要点

- 本提案は、収益を基礎とした方法（すなわち、資産から「創出」される経済的便益のパターンを反映する方法）は、有形固定資産または無形資産の減価償却または償却の基礎として、通常は使用するべきではないとしている。
- 本提案は、定率法による減価償却の適用についての追加のガイダンスも提供している。
- 本提案へのコメント期限は、2013年4月2日である。

はじめに

2012年12月、国際会計基準審議会（IASB）は、有形固定資産の減価償却および／または無形資産の償却に収益を基礎とした方法の使用の禁止を提案する公開草案 ED/2012/5「減価償却および償却の許容される方法の明確化」（IAS第16号およびIAS第38号への修正案）（以下、EDという）を公表した。

提案内容

収益を基礎とした方法

IAS第16号「有形固定資産」およびIAS第38号「無形資産」は、減価償却または償却を認識するために「経済的便益の消費」を基礎としている。両基準書は、消費を反映する減価償却費または償却費を算定するために種々の方法の使用を認めている。

本EDは、減価償却費または償却費の算定に、収益を基礎とした方法を使用すべきではないとしている。なぜなら、収益を基礎とした方法は、資産そのものに具現化された将来の経済的便益の「消費」のパターンではなく、資産の使用により「創出」される経済的便益のパターンを反映するからである。

IASB は、収益を基礎とした方法の使用は、この方法が生産高比例法と同じ結果をもたらすという限定された状況において許容される場合があることを認識した。しかし、この認識は、減価償却または償却が資産そのものに具現化された将来の経済的便益の消費のパターンに基づいて計上されるべきであるという基本的な原則を無効にするものではない。

見解

収益を基礎とした減価償却／償却の IASB の検討は、サービス委譲契約に関連する無形資産の償却に関しての IFRS 解釈指針委員会への提案書 (submission) が発端となった。知的資産と共に、これらの契約が本 ED の提案に影響される可能性が高いであろう。

定率法の適用

本 ED は、定率法の適用に対する明確化を提案している。具体的には本提案は以下について明確化している。

- 製造される製品または提供されるサービスの技術的または経済的陳腐化に関する情報は、資産の将来の経済的便益の消費のパターンと資産の耐用年数の双方の見積りに関連がある。
- 資産から製造される製品または提供されるサービスの販売価格単価の予想される将来の減額は、このような情報の例となり得る。

発効日およびコメント期間

本 ED は発効日を特定していない。IASB は、本 ED に対して受取るコメントを検討した後に発効日を決定する。

企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従い、本提案を遡及適用することが要求されることとなる。

本 ED へのコメント期限は、2013 年 4 月 2 日である。

見解

IASB は、当初、IAS 第 16 号および IAS 第 38 号への修正案を年次改善の 2011 年－2013 年サイクルの一部として公表することを意図していた。しかし、IASB は、部分的には、修正案が年次改善の規準を満たさないのではないかと、というデュー・プロセス監督委員会による懸念に基づき、また、関係者に本提案による影響の程度を評価するための十分な時間を与えるためにコメント期間を 120 日（年次改善プロジェクトの 90 日に対して）に延長するという要望も考慮し、本提案を独立した公開草案により公表することを事後的に決定した。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。